

データコンプライアンスの最新動向

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2025年1月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

調査部

【免責条項】

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

中国のデータ域外移転についての法制度は、中国データ三法（すなわち、「サイバーセキュリティ法」「データセキュリティ法」および「個人情報保護法」）や国家インターネット情報弁公室等の関係機関が公布した法令等によりその基礎が形成されていました。

2024年3月22日、国家インターネット情報弁公室より公布された「[データ域外移転の促進および規範化に関する規定](#)」（以下、「域外移転規定」といいます）では、上述のデータ域外移転制度の見直し（データ域外移転の要件の緩和）が行われ、国家のデータ安全が保障されるという前提の下で、データ域外移転の利便性の向上やデータ取扱者のコンプライアンスコスト低減が図られています。

本稿では、中国のデータ域外移転に関する法規制について最新動向を踏まえて解説します。

1. データ域外移転に関する3種類の手続

- (1) 国家インターネット情報機関による安全評価（以下、「データ域外移転安全評価」とします）を受け、それに合格すること
- (2) 国家インターネット情報機関の規定に従い、専門の機関による個人情報保護認証（以下、「個人情報保護認証」とします）を受けること
- (3) 国家インターネット情報機関が制定する標準契約に従い、域外の移転先との間で、両当事者の権利および義務を取り決めた契約を締結し、かつ当局への届出手続を済ませること（以下、「個人情報域外移転標準契約の締結・届出」とします）

(1) データ域外移転安全評価

2024年3月22日、国家インターネット情報弁公室より公布された「[データ域外移転安全評価申告ガイドライン（第二版）](#)」によりますと、データ域外移転安全評価の申告には、オンラインでの手続とオフラインでの手続の2種類の申告方法があります。

① オンライン手続

[データ域外移転申告システム](#)で申告資料を提出します。通常、重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者によるデータ域外移転安全評価の申告については、この申請方法をとることができます。

② オフライン手続

重要情報インフラ運営者またはオンライン手続が適さない主体によるデータ域外移転安全評価の申告については、所在地の省レベルのインターネット情報弁公室の窓口にて、または郵便等により、製本した申告用書類（その電磁的記録媒体を添付）を提出します。

公開情報によれば、日産中国、トヨタ中国等の企業がデータ域外移転安全評価に合格しています¹。最近の公開情報では、2024年5月、西部航空（重慶市に拠点を置く中国の航空会社）が合格しています²。そのほか、北京市インターネット情報弁公室によると、2024年8月31日時点において、北京市の企業47社がデータ域外移転安全評価に合格しているとの

¹ <https://www.secrss.com/articles/61943>

² https://app.cqrb.cn/www/cqnews/2024-05-17/1936347_pc.html

ことです¹。

(2) 個人情報域外移転標準契約の締結・届出

2024年3月22日、国家インターネット情報弁公室より公布された「[個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン（第二版）](#)」では、個人情報域外移転標準契約の締結・届出の手順について、以下のように定めています。

- ① 個人情報保護影響評価を実施する。
- ② 国家インターネット情報弁公室が公開する標準契約の雛形に基づき、自身（自社）の個人情報域外移転状況を踏まえ、域外の移転先との間で標準契約を締結する。
- ③ [データ域外移転申告システム](#)で個人情報域外移転標準契約の届出用の書類を提出する。
- ④ 省レベルのインターネット情報弁公室の要求に従い、届出用の書類を補正する。

公開情報によると、海南星創互聯網医薬、信華信（大連）軟件服務股份、北京德億信数据等の企業が個人情報域外移転標準契約の届出手続を完了しています²。また、北京市インターネット情報弁公室によると、2024年8月31日時点において、167社分の個人情報域外移転標準契約の届出手続を完了しているとのことです³。

(3) 個人情報保護認証

2022年11月、国家市場監督管理総局および国家インターネット情報弁公室より公布された「[個人情報保護認証の実施に関する公告](#)」（附属文書「個人情報保護認証実施規則」）によると、個人情報保護認証のフローは次のとおりとなります。

認証の申請⁴→技術検証→現場審査→認証可否の決定→認証後の監督

公開情報によると、珠海澳科大科技研究院、支付宝（中国）網絡技術、京東科技信息技術等の企業が最も早く個人情報保護認証書を取得しています⁵。

2. データ域外移転手続を要しないデータ域外移転

データ域外移転に関する3種類の手続を踏まなくても、域外へのデータ提供を可能とする事由については、「域外移転規定」第3条から第6条で定められています（詳細については政策解説記事「[中国のデータ・個人情報の域外移転規制の最新動向（2024年3月時点）](#)」を参照）。

また、重要データ、機微な個人情報および自由貿易試験区のネガティブリスト掲載のデータについては、上記の例外として、データ域外移転に関する3種類の手続のうち、それぞれ適用される手続を完了させることによって初めて域外への提供が可能になります。

なお、上述の3つのデータに関し、最近、公布・公開された法令等について、以下のとおり紹介します。

¹ https://www.beijing.gov.cn/ywdt/gzdt/202408/t20240831_3786042.html

² <https://www.secrss.com/articles/61943>

³ https://www.beijing.gov.cn/ywdt/gzdt/202408/t20240831_3786042.html

⁴ [個人情報保護認証管理システム](#)から申請可能

⁵ https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_25930101

(1) 重要データ

2024年3月に公布された国家標準「データセキュリティ技術 データ分類・等級付け規則」(GB/T 43697-2024)では、データ分類・等級付けの一般ルールが定められており、データ分類・等級付け管理業務における指針が示されています。なお、同国家標準は2024年10月1日に施行されました。

同国家標準では、重要データの定義が定められ、これを踏まえたデータの分類・等級付けの規則やフロー、個人情報の分類、重要データの識別、一般データの等級付け等に関する体系的な指針が定められました。また、附録G「重要データ識別ガイドライン」では、重要データか否かを判断する上での具体的な考慮要素17項目を列挙しています。

(2) 機微な個人情報

2024年6月に、全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会より、[「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—機微な個人情報識別ガイドライン\(意見募集稿\)」](#)が公表され、パブリックコメントに付されました。この意見募集稿では、機微な個人情報の識別方法、よく見られる機微な個人情報の種類について、具体例を挙げて説明しています。

(3) 自由貿易試験区のネガティブリスト

① 天津市

2024年5月8日、中国(天津)自由貿易試験区管理委員会および天津市商務局より「中国(天津)自由貿易試験区データ域外移転管理リスト(ネガティブリスト)(2024版)」(以下、「天津版ネガティブリスト」)が公布されました。これは、「域外移転規定」施行以来初の、省レベルのサイバーセキュリティ情報化委員会より認可され、かつ国家インターネット情報機関、国家データ管理機関に届出が行われた自由貿易試験区データ域外移転管理ネガティブリストとなります。

「天津版ネガティブリスト」では、種類や特徴別に46項目のデータを掲載しています。そのうち、45項目(13の大分類項目:戦略物資およびコモディティ商品類、自然資源および環境類、金融類等に区分されています)がデータ域外移転安全評価を必要とし、1項目が個人情報域外移転標準契約の締結・届出または個人情報保護認証の手続を必要としています。なお、国家秘密に関わるデータ、中核データ、行政データの域外移転については、関連法令によるものとし、「天津版ネガティブリスト」の管理対象外となります。

② 上海市

2024年5月16日、中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区管理委員会より「インテリジェント・コネクテッド・ビークル分野データ域外移転シーン一般データリスト(試行)」、「バイオ医薬品分野データ域外移転シーン一般データリスト(試行)」および「公募ファンダ分野データ域外移転シーン一般データリスト(試行)」が公布されました。

インテリジェント・コネクテッド・ビークル分野においては、種類や特徴別に、4つの域外移転シーン(国を跨ぐ生産・製造等)における23項目のデータを一般データとして掲載しています。バイオ医薬品分野については、5つの域外移転シーン(臨床試験および研究開

発等)における30項目のデータを一般データとして掲載しています。公募ファンド分野については、2つの域外移転シーン(市場研究等)における11項目のデータを一般データとして掲載しています。各分野、各分類項目それぞれに、該当するデータの詳細な説明事項が記されています。

前掲の3分野の一般データリスト(試行)は、同区内の関連分野のデータ取扱者によるデータ域外移転シーンに適用されますが、重要情報インフラ運営者は適用外となります。また、重要データと認定されているデータについては、同リストは適用されません。

③ 北京市

2024年8月26日、北京市インターネット情報弁公室、北京市商務局、北京市行政サービスデータ管理局の連名にて、「中国(北京)自由貿易試験区データ域外移転ネガティブリスト管理弁法(試行)」および「中国(北京)自由貿易試験区データ域外移転管理リスト(ネガティブリスト)(2024版)」が公布され、即日施行となりました。

「中国(北京)自由貿易試験区データ域外移転管理リスト(ネガティブリスト)(2024版)」では、業界・分野(自動車業界、医薬品業界、民間航空業、小売・現代サービス業、AI学習データ)別に、データ域外移転に関する手続を行う必要があるデータを分類し、その特徴を例示しています。なお、国家安全、国民経済の命脈、重要な国民生活、重大な公共利益等に関わるデータは、国の中核データに該当することから、「ネガティブリスト管理」の適用対象外となり、さらに厳格な管理制度が実行されます。

3. コンプライアンス経営のためのアドバイス

データ域外移転に関する制度については、これまで不明瞭とされてきましたが、このたびの「域外移転規定」の公布により、その運用に関する運用がより明確になったといえます。また、企業のデータ域外移転業務におけるコンプライアンス経営上の疑問点に対し、明確な答えが示されており、コンプライアンスリスクの低減が図られています。データ域外移転に関わる日系企業は、最新の法令、データ域外移転ネガティブリスト、関連国家標準等の制定・改正動向に注意を払い、自社のデータ域外移転シーンやその対応における要点を整理し、国際事業および域外移転業務の提携におけるデータコンプライアンスを徹底していく必要があります。

北京市環球法律事務所

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20240038>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp